

議案第31号

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市長が西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和元年8月7日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

(別 紙)

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和元年8月7日

西宮市教育委員会

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例

西宮市立山東自然の家条例（昭和63年西宮市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県朝来市山東町栗鹿字畑田2179番地」を「兵庫県朝来市山東町栗鹿2179番地」に改める。

別表中

「

1人1泊につき550円
1人1泊につき1,100円
1人1泊につき100円
1人につき100円

」

を

「

1人1泊につき600円
1人1泊につき1,200円
1人1泊につき300円
1人につき300円

」

に改め、同表備考第2項中「本表」を「この表」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用（施行日の前日に宿泊した場合の使用を含む。）に係る使用料については、なお従前の例による。

(参考)

○提案理由

西宮市立山東自然の家の位置表記を地番表記から住居表記に改めるため。  
西宮市立山東自然の家の料金改定の必要が生じたため。

西宮市立山東自然の家条例新旧対照表

現行	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じ、心身ともに健全な少年を育成するため、西宮市立山東自然の家（以下「自然の家」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 自然の家の位置は、兵庫県朝来市山東町栗屋字畑2179番地とする。</p> <p>(使用時間及び休所日)</p> <p>第3条 自然の家の使用時間及び休所日は、西宮市教育委員会規則で定める。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 自然の家に必要な職員を置く。</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第5条 自然の家を使用することができる者は、つぎの各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動を行う児童および生徒ならびに引率者</p> <p>(2) 少年団体の構成員および引率者</p> <p>(3) 社会教育関係団体の構成員および引率者</p> <p>(4) その他西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者</p> <p>(使用許可)</p> <p>第6条 自然の家を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 委員会は、つぎの各号の一に該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序、風俗その他公益を害するおそれのあるとき。</p> <p>(2) 施設または付属設備を破損するおそれのあるとき。</p> <p>(3) 自然の家の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(4) その他委員会が使用を不適当と認めたとき。</p> <p>3 委員会は、使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）</p>	<p>は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>3 既存の使用料は、運付しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、自然の家の使用の権利を他に譲渡し、または他人に使用させてはならない。</p> <p>(使用許可の取消等)</p> <p>第9条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) この条例に違反し、またはこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 使用許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第6条第2項に規定する事由が生じたとき。</p> <p>(4) 災害その他不可抗力により使用させることができなくなつたときまたは使用させることが不適当と認めるとき。</p> <p>(5) 委員会が特に必要であると認めるとき。</p> <p>(施設の変更禁止)</p> <p>第10条 使用者は、自然の家の施設に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第11条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設および付属設備等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。</p> <p>2 使用者は、使用を終了したときは、係員の指示に従い直ちに設備その他を原状に回復しなければならない。使用許可を取り消されたときまたは使用を停止されたときも同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 使用者は、故意または過失により施設および付属設備等を滅失または破損した場合は、これを原状に復し、または委員会が適当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者)</p>

<p>は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>3 既存の使用料は、運付しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免等の禁止)</p> <p>第8条 使用者は、自然の家の使用の権利を他に譲渡し、または他人に使用させてはならない。</p> <p>(使用許可の取消等)</p> <p>第9条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) この条例に違反し、またはこの条例に基づく指示に従わないとき。</p> <p>(2) 使用許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第6条第2項に規定する事由が生じたとき。</p> <p>(4) 災害その他不可抗力により使用させることができなくなつたときまたは使用させることが不適当と認めるとき。</p> <p>(5) 委員会が特に必要であると認めるとき。</p> <p>(施設の変更禁止)</p> <p>第10条 使用者は、自然の家の施設に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第11条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設および付属設備等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。</p> <p>2 使用者は、使用を終了したときは、係員の指示に従い直ちに設備その他を原状に回復しなければならない。使用許可を取り消されたときまたは使用を停止されたときも同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 使用者は、故意または過失により施設および付属設備等を滅失または破損した場合は、これを原状に復し、または委員会が適当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者)</p>
--

第13条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、指定管理者に自然の家の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）  
第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する自然の家の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務を行うこと。
- (2) 自然の家の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (3) その他自然の家の設置の目的を達成するため委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）  
第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく委員会規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行わなければならない。

（委任）  
第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 自然の家の共用は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から行う。（平成元年教育委員会規則第1号により、平成元年5月18日供用開始）
- 3 西宮市立市島学園条例（昭和46年西宮市条例第80号）は、廃止する。

付 則（平成9年12月25日西宮市条例第21号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月30日西宮市条例第27号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の西宮市立山東少年自然の家条例の規定に基づきなされた西宮市立山東少年自然の家の使用の許可は、改正後の西宮市立山東自然の家条例の規定に基づきなされた西宮市立山東自然の家の使用の許可とみなす。

付 則（平成17年9月30日西宮市条例第18号）  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月30日西宮市条例第58号）  
1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

種別	区分	使用料
宿泊する者 の 場合	18歳未満又は委員会規則で定める者	1人1泊につき550円
	その他の者	1人1泊につき1,100円
	テントサイト	1人1泊につき1,000円
宿泊しない場合	／	1人につき1,000円

備考

- 1 西宮市内若しくは朝来市内に住所を有する者又は西宮市内若しくは朝来市内を所在地とする事業所に勤務する者若しくは学校に在学する者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額に10割を加算した額とする。
- 2 本表に掲げる年齢は、使用開始日の属する年度の初日におけるその者の年齢とする。

別表（第7条関係）

種別	区分	使用料
宿泊する者 の 場合	18歳未満又は委員会規則で定める者	1人1泊につき600円
	その他の者	1人1泊につき1,200円
	テントサイト	1人1泊につき300円
宿泊しない場合	／	1人につき300円

備考

- 1 西宮市内若しくは朝来市内に住所を有する者又は西宮市内若しくは朝来市内を所在地とする事業所に勤務する者若しくは学校に在学する者以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額に10割を加算した額とする。
- 2 本表に掲げる年齢は、使用開始日の属する年度の初日におけるその者の年齢とする。